

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応える生活保護制度の構築や生活困窮者に対する自立・就労支援の推進、自殺・うつ病対策などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆9,777億円(2兆8,903億円)

(1) 国民の信頼に応える生活保護制度の構築及び生活困窮者自立支援制度の円滑な施行

2兆9,705億円(2兆8,828億円)

①生活保護にかかる国庫負担

2兆9,629億円(2兆8,823億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、平成25年12月に成立した生活保護法改正法に基づき、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を進めていく。

なお、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の検証・見直しについて、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、予算編成過程で検討する。

②生活困窮者等に対する自立支援策【新規】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行う。

なお、生活困窮者自立支援法関連事業の実施に要する経費については、モデル事業の結果等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

③地域における就労支援体制の充実【新規】（推進枠）

28億円

生活保護を受給する高齢者世帯が増加している状況を踏まえ、高齢者に至る前の40歳代、50歳代の生活保護受給者等に対する就労支援の強化を図るため、福祉事務所等に「就労支援体制整備推進員（仮称）」を配置し、地域における就労支援の連携体制の構築や就労の場の開拓等を行う。

④子どもを有する生活保護受給世帯等への支援の充実【新規】（推進枠）

8億円

「貧困の連鎖」の防止を図るため、福祉事務所に「子ども健全育成支援員（仮称）」を配置し、子どもを有する生活保護受給世帯等の抱える課題に即した個別支援を継

続的に行う。

⑤医療扶助の適正実施の更なる推進【一部新規】(推進枠) 39億円(4.3億円)

生活保護(医療扶助)の適正化対策を更に推進するため、福祉事務所への医療扶助相談・指導員の配置を進め、後発医薬品の使用促進、健診の受診勧奨や日常生活指導等の健康管理支援を行う。

⑥新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 94百万円(67百万円)

新制度の導入に伴い、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成等の体制整備を行う。

(2)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など(再掲・36ページ参照) 72億円(75億円)

2 「社会的包容力」の構築

(1)ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の推進

セーフティネット支援対策等事業費補助金218億円の内数(同補助金150億円の内数)
ひきこもり対策を推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

(2)寄り添い型相談支援事業の実施

セーフティネット支援対策等事業費補助金218億円の内数(同補助金150億円の内数)
生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

3 地域福祉のまちづくりの推進など

150億円

(1)人口減少に応じた地域福祉のまちづくりの活性化

141億円

人口減少・地域基盤の脆弱化に対応し、年齢・性別にかかわらず、意欲・個性や能力に応じて様々な形で活躍できる地域の構築を目的として、高齢者・障害者・子ども

等が共生し、住民参加、生涯現役によるまちづくりを進める。

①中山間地域など人口減少地域での「多世代・多機能型福祉」の拠点整備(ハード)【新規】(推進枠) 73億円

ア 社会的居場所づくり(拠点整備) 18億円

子どもから高齢者までが、年齢や障害の有無にかかわらず、1箇所に集い交流できる居場所づくりを推進する。

イ 複合型共生施設の整備の全国展開 55億円

高齢者・障害者・子どもが共に利用でき、身近な場所で必要な福祉サービス等が提供される施設の全国展開を図る。

※このほか、福祉医療機構融資の活用についても検討。

②地域再生に資する共助の基盤づくり事業(ソフト)【新規】(推進枠) 40億円

地域インフォーマル活動の活性化、新たな地域サービスの創出など、既存制度を下支えする共助の基盤づくりを推進する。

③地域における就労支援体制の充実(ソフト)【新規】(推進枠)(再掲・67ページ参照)

28億円

(2)社会福祉法人経営の健全性・透明性の確保【新規】(推進枠) 8.4億円

社会福祉法人の経営の健全性・透明性の確保を推進するため、会計の専門家等による経営診断の受診促進及び財務諸表等の公表に向けた環境整備の支援を行う。

4 自殺・うつ病対策の推進

39億円(36億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1)地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援【一部新規】

4.3億円(3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の取組を推進するとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、

全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

さらに、医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、臨床心理技術者等によるケースマネジメントを行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・65ページ参照)

32億円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。(地域生活支援事業(500億円)の内数)

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレス等の要因に対し、適切な対応が実施されるよう事業者等への支援を行うとともに、ストレスチェック制度創設に向けて周知や研修を実施するなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン(仮称)」を実行する。

(3) 認知行動療法の普及の推進(後掲・76ページ参照) 99百万円(99百万円)

(4) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備(後掲・76ページ参照) 地域生活支援事業(500億円)の内数

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(後掲・76ページ参照)

46百万円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

315億円(326億円)

(1) 戦後70周年関連の取組【新規】

10億円

戦後70周年を迎えることを踏まえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給する。

また、戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施や、全国戦没者追悼式への国費参列者の増員など、戦没者の追悼、次世代への労苦継承等の取組強化を図る。

※特別弔慰金の支給事務費として、4.8億円計上。

(2) 戦没者遺骨収集帰還の促進

15億円(15億円)

先の大戦における全ての地域で可能な限り速やかに遺骨を収容できるよう、遺骨収集帰還事業の集中的な取組を進めることとしているが、平成27年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

(3) 中国残留邦人等の援護など

113億円(113億円)

平成26年10月に開始する配偶者支援金の支給を含め、中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者等の援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者等が利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。